

天の川沿岸

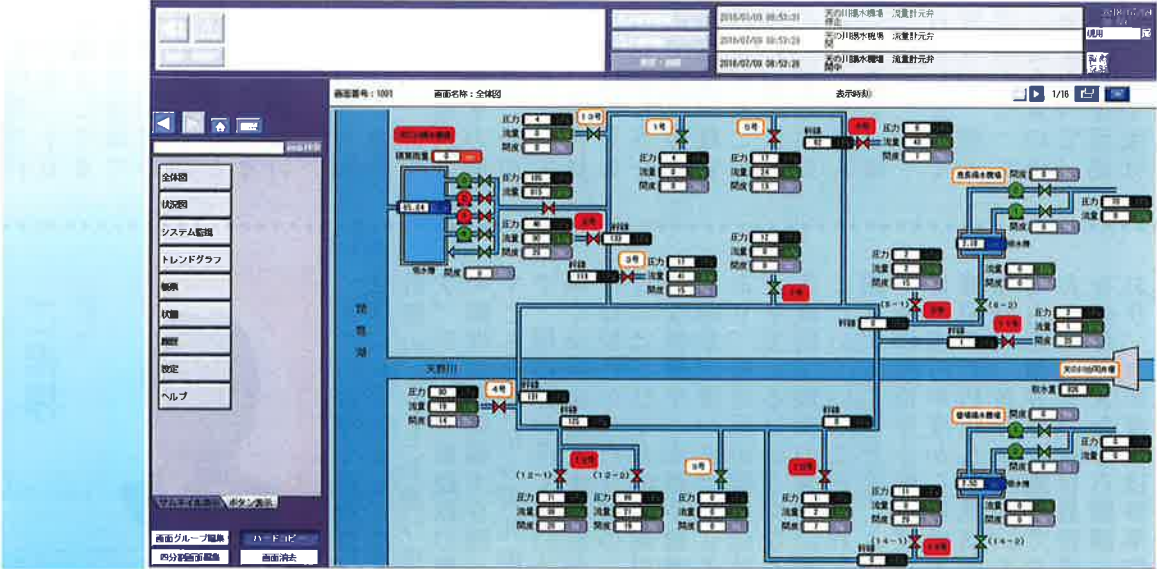


土地改良だより

第45号
 平成30年8月1日
 米原市飯12-3
 水土里ネット天の川
 (天の川沿岸土地改良区)
 ☎ 0749-52-0067 (代)
 FAX 0749-52-3871
 E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp
 http://amano-gawa.jp/

県営かんがい排水事業 順調に進捗中

県営かんがい排水事業（農業水利施設保全合理化事業）に着手して3年目の昨年度は、この事業の主要工事である天の川揚水機場の電気設備と水管理施設の更新工事が完成しました。この4月からは新たな機器や装置により、これまでは熟練者でないと扱い難かった部分も操作性が向上し、迅速かつ安全に送水量の配分調整ができるようになりました。また、これまで送水流量の関係で課題のあった分水工は、バルブの種類を変えて更新されたことで農業用水の最盛期にも対応していけると考えています。



7月9日 番水実施中モニターの状況



新しくなった水管理施設 (上下)



変圧器 ↓ 更新前(上) 更新後(下)



分水工バルブ ↓ 取替前(上) 取替後(下)



ご挨拶



理事長
田辺 和雄

組合員の皆様には、平素より天の川沿岸土地改良区の運営等に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り心より御礼を申し上げます。

昨年は、幾つもの台風に見舞われ、各地で洪水被害等が発生し、皆様も色々とご苦労されたことと思います。今年も、どうか平穏無事な天候となりますよう祈念するところです。

さて、平成二十七年から着手しました天の川揚水機場の電気設備・水管理施設の更新工事も今年度で完了予定となり、お陰をもちまして、昨年度の工事で主要な部分が完成し機能や操作性において取り扱いやすい施設に生まれ変わりました。また事業費が当初予定よりも2億円近く安価で済む見込みとなっております。

一方、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」につきましましては、昨年来、広域化を推進してまいりましたが、お蔭様でこの4月に広域活動組織「天の川水土里（みどり）保全会」が設立され、土地改良区事務所内

の一角に広域事務局が開設されました。改良区管内の全二十五集落が一つの広域組織としてまとまり、各種活動が管内全域で実践されることを目標としています。未だ三割程度の集落の加入に止まっていますが、是非とも多くの集落に参加いただき、すようご検討をよろしくお願いいたします。

農業新聞等でご存知の方もあると思いますが、国ではこの六月一日に「土地改良法の一部を改正する法律」が国会で可決されました。土地持ち非農家の増加等を踏まえ、土地改良区の運営に耕作者の意向をより反映できる制度に転換する為、組合員資格の拡大、総代会制度の見直し、財務会計制度の見直し等を改正の柱とするものです。今年度中に、詳細な施行案等が確定されますので、当改良区もこの改正を受け運営基盤の強化に向けて検討していくことが必要になります。その節には、皆様のご意見等もお願いしたいと思います。

最後に、土地改良区にとって、施設の適正な管理が、最も重要で且つ主要な課題となっております。今後とも、組合員の皆様と役員とが一丸となって、この貴重な農業水利施設を可能な限り長持ちさせ、併せて電気代等の経費節減に取り組みますよう皆様のご協力ご支援をお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

ご挨拶



湖北農業農村振興事務所
田園振興課長
茶野 正徳

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本県農政の推進に格別の御理解と御協力を賜っており、ことに心から御礼申し上げます。稲の穂が出て白い小さな花が咲く季節を迎えましたが、このような景色が当たり前のように広がるのは、ひとえに農業用水の安定的な供給や、水路や農道等の適切な保全管理があつてこそのことであり、組合員の皆様には、農業生産を支えるばかりでなく、農業の多面的な機能の発揮に貢献していただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

天の川沿岸土地改良区においては平成27年度から県営事業で揚水機場の老朽化した電気設備や水管理施設、各分水工のバルブ交換や場内整備等を実施しております。おかげさまで組合員皆様の御支援をいただきながら順調に進捗しており、今年度には事業完了の目途が立つところです。

また、地域ぐるみの取組みによる農地や水路、農道、農村環境の適切な保全管理を推進する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」にも

積極的に関わっていただいております。4月には集落の活動組織の事務を担う広域活動組織を設立されました。関係者間で多くの意見が交わされ、さまざまな合意形成を経てここに至つた、この間の御尽力に心から敬意を表しますとともに、これを契機にさらなる活動の広がりとお実を期待するものです。

さて、近年は異常気象や地震などによる災害リスクが高まっております。昨年は台風による被害が県内各所で発生し、近くは大阪北部地震や米原市で竜巻とみられる突風が発生するなど、あらためて自然災害の脅威と備えの重要性に気付かされたところです。今以上に災害に強い農業、農村づくりが求められており、農業者、地域、行政、関係機関等が一体となつてソフト、ハード両面から取り組みを進めていくことが必要です。県としても災害復旧の支援体制を構築するとともに、農業水利施設の長寿命化対策や農村地域の防災減災対策に重点を置いた農業農村整備事業を推進してまいります。農地、農業用施設を管理する土地改良区の役割もなお一層高まるものと思われ、この素晴らしい農業、農村を健全な形で次世代に引き継げるよう継続的な取組みをよろしくお願いいたします。

結びにあたり、天の川沿岸土地改良区のみならずの御発展と、組合員皆様の御活躍を祈念いたしまして御挨拶とさせていただきます。

第64回通常総代会開催

第64回通常総代会が去る3月14日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代41名中36名の出席のもと、米原市長平尾道雄様、湖北農業農村振興事務所田園振興課長の奈良田肇様、米原市経済環境部農政課課長補佐の木村幸浩様の御臨席をいただき、議長には世継の北村正博氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおりの可決、承認されました。



平成30年度 賦課金額

経常賦課金 (円/10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500	6,000	7,500
普通地区	1,500	2,100	3,600
特別1地区	800	1,000	1,800
特別2地区	1,100	1,600	2,700

平成30年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
県管かんがい排水事業 (基幹水利施設保全部型) 農業水利施設保全部型合理化事業	・本年度は最終年にあたり、分水工場内整備、取水塔塗装工事等残りの工事を実施します。	68,250
国営造成施設管理体制 整備促進事業	・農業水利施設の持つ、多面的機能を適切に発揮させるため、その管理体制の整備強化を図ります。 (管理体制整備推進活動・強化支援・予防保全対策)	13,612
農業排水循環利用促進事業	・農業排水のリサイクル利用により琵琶湖への汚濁負荷軽減を図ります。(施設の点検・調整、濁度測定、ごみ上げ等)	1,320
農業基盤整備促進事業	【定額助成】(農家の自力施工) ・区画拡大(畦畔除去・均平作業)・暗渠排水	8,433

農地転用等にかかる地区除外決済金について

平成30年度 地区除外決済金

地区	金額 (10アール当り)
かん排地区	444,560円
普通地区	173,740円
特別1地区	77,300円
特別2地区	110,230円

- 改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合や、田を畑に転換する場合は、届出と共に地区除外申請し決済金及び手数料の納入が必要となります。尚、公共事業(道路や河川等)による転用の場合も決済金が必要です。
- 地区除外決済金は、農地転用等による農地の減少、維持管理費の増大により、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、納付していただかなければなりません。
- 届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることとなります。
※宅地等に転用する場合でも、畑に転換する場合でも決済金単価は同じです。

平成28年度収支決算

一般会計

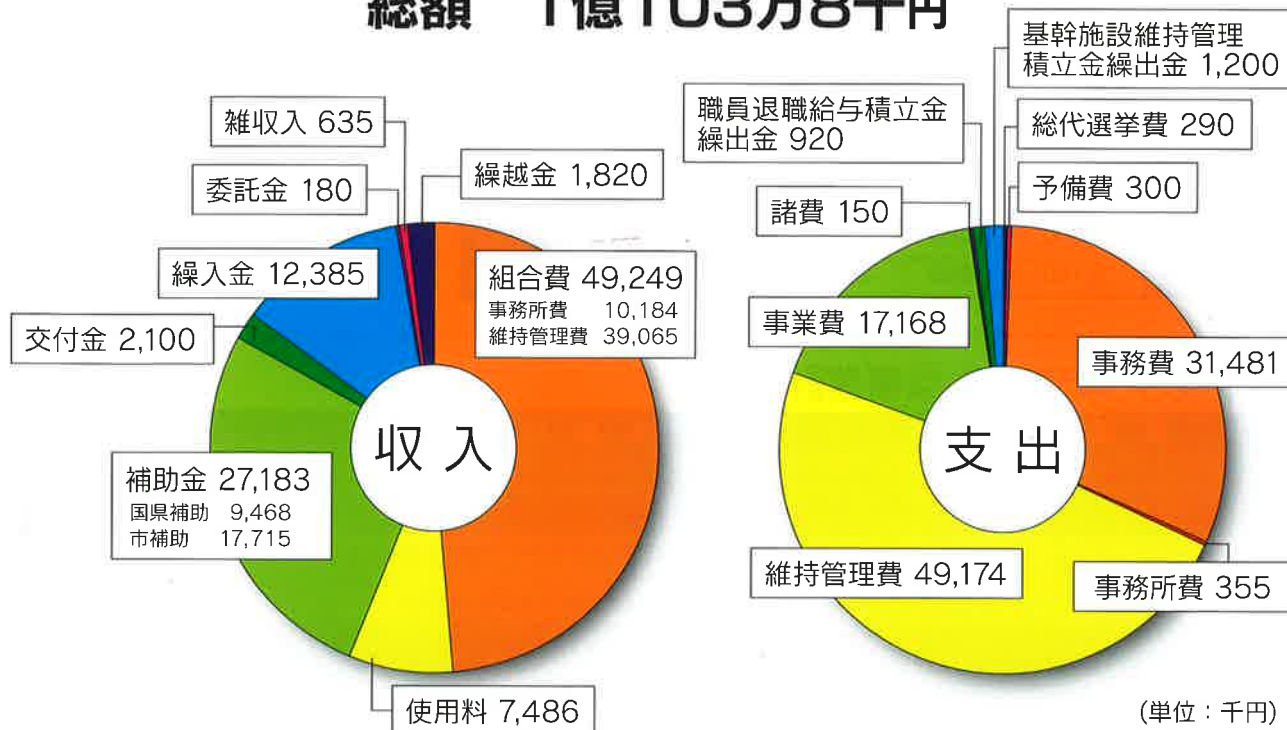
収入	金額	支出	金額
1. 組合費	49,392,640	1. 事務所費	30,009,067
2. 使用料	8,339,574	2. 事務所費	291,488
3. 補助金	23,532,000	3. 維持管理費	44,836,253
4. 交付金	66,000	4. 事業費	51,735,800
5. 繰入金	47,275,000	5. 償還金及利息	99,027
6. 委託金	227,610	6. 諸費	106,933
7. 雑収入	882,854	7. 職員退職給与積立金繰出金	914,000
8. 繰越金	2,687,422	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	2,200,000
		9. 予備費	0
合計	132,403,100	合計	130,192,568

特別会計残高

農地転用決済金	201,982,092
職員退職給与積立金	64,154,453
基幹施設維持管理積立金	92,142,843
土地改良施設財産処分積立金	22,550,243
事務所維持管理積立金	29,066,600
増加維持管理基金	80,094,826
合計	489,991,057

差引 2,210,532円を平成29年度へ繰越

平成30年度一般会計収支予算 総額 1億103万8千円



平成29年度 財務状況の概要について

去る7月19日に平成29年度の一般会計及び特別会計の決算監査を受け、下記の内容について承認をいただきましたので、その概要を報告します。また、細部につきましては、会計細則に基づき財務状況の公表として8月下旬の理事会で承認後、9月上旬に10日間公告し組合員の皆様への公表とさせていただきます。

尚、正式な決算書としましては、来年3月の通常総代会で承認いただいた後の取扱いとなります。この関係から、これまでは決算報告として土地改良だよりに掲載していたため1年遅れた形となっていました。今回からこれを改め、財務状況の概要として適正な時期にお知らせすることといたします。

平成29年度収支の状況

一般会計

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	49,144,610	1. 事務費	30,128,715
2. 使用料	7,265,036	2. 事務所費	338,828
3. 補助金	31,783,000	3. 維持管理費	49,832,818
4. 交付金	70,000	4. 事業費	35,586,407
5. 繰入金	27,850,000	5. 諸費	106,759
6. 委託金	227,610	6. 職員退職給与積立金繰出金	1,140,000
7. 雑収入	1,937,066	7. 基幹施設維持管理積立金繰出金	1,200,000
8. 繰越金	2,210,532	8. 予備費	0
合計	120,487,854	合計	118,333,527

特別会計残高

農地転用決済金	203,755,185
職員退職給与積立金	65,341,965
基幹施設維持管理積立金	78,779,797
土地改良施設財産処分積立金	22,552,488
事務所維持管理積立金	29,085,492
増加維持管理基金	70,557,077
合計	470,072,004

差引 2,154,327円を平成30年度へ繰越

まるごと保全広域だより

— 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 —

天の川水土里保全会運営委員会

広域活動組織 “^{みどり}天の川水土里保全会” 設立なる!!

去る4月17日午後7時30分より天の川沿岸土地改良区事務所会議室において、農村まるごと保全広域活動組織「天の川水土里保全会」の設立総会が開催されました。

来賓として滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課の國友課長補佐、米原市経済環境部高畑次長にご臨席いただき、運営委員の中から世継の北村喜代隆氏を仮議長に選出し、広域協定書、運営委員会規則、運営細則の各議案について審議し可決決定されました。続く役員選任議案においては、会長に土地改良区の田辺和雄理事長を、副会長に「七夕の里」よつぎの代表土川義一氏を選出し、その他に幹事、監査役が選出されました。以降は会長が議長を務め、事業計画や収支予算について審議され原案どおり承認されました。

天の川水土里保全会の概要

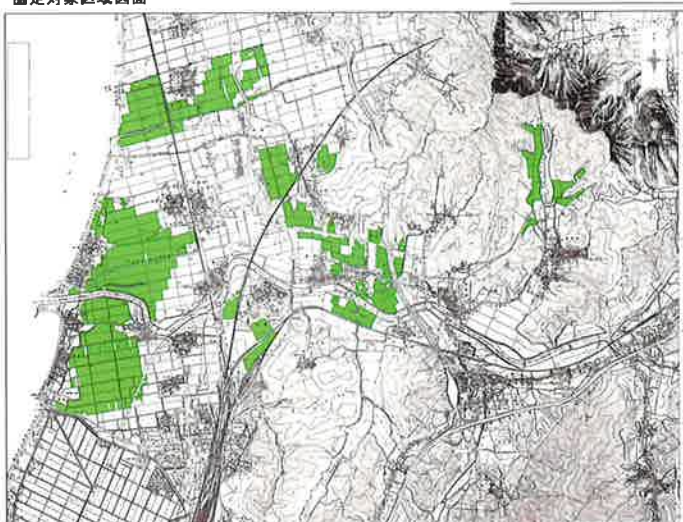
設立年月日	平成30年4月17日
参加活動集落数	8集落
参加団体数	1団体(改良区)
広域協定面積	288 ha
対象施設	水路 60km 農道 27.2km ため池 2箇所

協定参加集落組織及び団体

長沢環境保全の会、「七夕の里」よつぎ、新庄農村まるごと保全会、岩脇農地環境保全会、朝妻農地会、顔戸・人と環境を守る会、多和田まるごと保全会、筑摩農地保全会、天の川沿岸土地改良区

協定対象区域図面

組織名： 天の川水土里保全会



今後の展望

現在、集落単独でまるごと保全に取り組んでいる組織や、まだ取り組んでいない集落も含め、どんどん広域の輪を広げていきたいと考えています。

平成31年度からの参加に向けて集落でご検討をお願いいたします。



天の川水土里保全会の本年度の環境保全活動から



「七夕の里」よつぎ魚のゆりかご水田観察会

二ゴロブナの親魚から産まれた稚魚を琵琶湖につながる水路へ放流しました。

お魚観察会in長沢

排水路魚道を遡上した魚類の観察会が毎年実施されています。

保有個人データに関する事項の公表等について

天の川沿岸土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

平成30年3月1日
天の川沿岸土地改良区

1. 本土地改良区の名称
天の川沿岸土地改良区

2. 利用目的
本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用します。また、労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用します。

3. 個人情報の保護に関する方針

- ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
- ② 苦情処理に適切に取り組みます。
- ③ 個人情報の利用目的は可能な限り限定し、利用目的がより明確になるように示します。
- ④ 本人からの求めにより保有する個人データを開示する場合には、個人情報の取得元及び取得方法を可能な限り伝えます。
- ⑤ 本人からの求めがあった場合、その請求に理由があることが判明したときは、保有する個人情報の利用停止に応じます。

4. 委託及び委託先の監督に関する事項
本土地改良区は、2の利用目的のため、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。委託者は適切な者を選定し、個人データの取扱い、秘密保持、再委託、契約終了時の個人データの返却について委託契約を締結し、委託先を監督するとともに、契約の内容が遵守されているかの確認を行います。

5. 共同利用に関する事項
本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行います。

- ① 共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ② 共同で利用する者の範囲
滋賀県、米原市、米原市農業委員会、滋賀県土地改良事業団体連合会、滋賀県農地中間管理機構、レーク伊吹農業協同組合
- ③ 利用する者の利用目的
本土地改良区定款第4条に規定する事業、農地中間管理事業及びその他の地域農業の振興のため
- ④ 個人情報の管理等共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
天の川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

6. 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の手續及び手数料

- ① 保有個人データに関する求めの種類
利用目的の通知の求め、開示の請求、内容の訂正、追加又は削除の請求、利用停止又は消去の請求、第三者提供の停止の請求
- ② 保有個人データの開示等を求める場合の手續
開示等の請求を行う旨及び請求の内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出してください。
- ③ 手数料
無料とする。(ただし、実費のみを徴収します。)

7. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
天の川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続とは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課します。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※各種届出書はホームページからもダウンロードできます。また、改良区にお電話いただければ書類を郵送させていただきます。

天の川管内農業用水の歴史

..... 干ばつと農業用水



昭和30年干ばつ



旧琵琶湖逆水の吐出口から掛樋をつなげる



平成6年干ばつ(天野川、飯地先)



トタンをつないだ掛樋の水路で上流へ送水



平成6年干ばつ(天野川、立岩井堰付近)



パーチカルポンプによる応急対策

昨今、異常気象により、ゲリラ豪雨などの大雨が取り沙汰されること
 が増えています。過去には干ばつにより、農業用水・地域用水が枯渇
 することが何度もありました。下の写真のように、トタンを繋いで上流
 へ送水したり、消防ポンプで水を確保したりするなど、農家が一丸とな
 って干ばつを乗り越えてきました。現在のポンプ場が完成し逆水が上流
 部まで送られるようになった後は、番水制を実施したり、さらに上流の
 河川水利用地区では、暫定ポンプを設置することで何とか乗り越えてき
 ました。

21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策の活動組織、関係機関と連携図り、水生生物観察会を実施しました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動を展開していきたいと考えています。



坂田小学校水生生物観察会

息長小学校水生生物観察会

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている「幸せになる権利」「人が人らしく生きる権利」です。自分の人権だけでなく、他人の人権も尊重することがなぜ必要なのでしょう。か。今一度、皆さんも人権について考えてみましょう。

人権について考える

橋の申請について

- 土地改良区が管理する水路に橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず申請して下さい。
- 通行以外の目的での橋の設置は承認いたしかねます。また、未承認物件は撤去を求める場合があります。
- 承認した目的以外での利用は認められません。通行以外の私的な利用は御遠慮願います。

農業用排水路にごみや刈り草を流さないようにしましょう！！



・水路にはごみがたくさん流れてきます。ごみのポイ捨て禁止はもちろんのこと、風で飛びそうなものはきちっと保管しましょう。



・草刈りをするときは、水路から外側に向かって刈り、なるべく刈り草が落ちないように心がけましょう。